

北本市協働推進条例等の検討の進め方について

1 取組み事項

- (1) 北本市市民参画推進条例の制定（平成 22 年度に（案）を作成済）
- (2) 北本市協働推進条例の制定
- (3) 市民公益活動促進施策の検討
（資料 2 図 1 「北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民活動支援」の関係参照）

2 検討スケジュール

- (1) 北本市自治基本条例推進本部における本年度の検討の進め方の承認
- (2) 「北本市市民参画推進条例等市民検討委員会」、「北本市協働推進等庁内検討委員会」及び「同委員会作業部会」による検討（平成 22 年度から継続）
- (3) (2)の検討結果を考慮し、（案）を作成
- (4) パブリック・コメント手続
- (5) 平成 24 年 3 月議会に議案提案
（「資料 3 協働推進条例等検討スケジュール」参照）

3 具体的検討の進め方

- (1) 庁内検討委員会における「市民団体との関係」の整理・報告
（市民と市とが協働する際に必要なことについて）
- (2) (1)の報告をもとに市民検討委員会と作業部会の合同検討会議で、条例に位置づけるべき項目を抽出
- (3) (2)で提案された内容を庁内照会后、庁内検討委員会で条例（案）等を作成
（資料 2 図 2 「北本市自治基本条例に規定する 3 つの整備が必要な条例と市民公益活動支援施策の検討体制」参照）